

○総務省令第百十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許  
手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

総務大臣 武田 良太

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>【様式略】</p> <p>【注1～16 略】</p> <p>17 16の欄は、次によること。</p> <p>【(1)～(3) 略】</p> <p>④ 施行規則附則第7項の規定により、当分の間、同規則第3条第1項第5号中「水域」を「区域」として読み替えられて適用された携帯無線通信を行う無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号に掲げる無線局に係るものうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含まれるものに限る。）に係る申請の場合は、運用を予定している地表又は水面からの最高高度及び他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</p> <p>⑤～⑧ 【略】</p> <p>⑩～⑫ 【略】</p> <p>⑬～⑮ 【略】</p>	<p>別表第二号の四 【同左】</p> <p>【様式同左】</p> <p>【注1～16 同左】</p> <p>17 16の欄は、次によること。</p> <p>【(1)～(3) 同左】</p> <p>【新設】</p> <p>④～⑫ 【同左】</p> <p>⑬～⑮ 【同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記を要す。</p>	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。